

補助事業評価シート

番号	33	章	施策22	防災都市づくり
----	----	---	------	---------

補助事業名	商店街灯の維持助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和38年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街灯助成要綱				
19年度決算額 補助率	21,707,900円 8/10(上限)	補助対象団体(者)	85団体・2,347基		
補助することで達成しようとしている区の目的	商店街灯の維持管理を行う商店街等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	商店街灯の維持管理経費の助成することにより、商店街灯管理者の経費負担を軽減します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金交付申請書 配置図	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員が現地調査による審査を実施します。 商店街灯助成金交付決定書を交付します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区では、全ての商店街灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認しています。		
今後の課題	平成17年度に事業を見直しており、適切に対応しているところであり、引き続き、各商店街へ事業内容の周知をしていきます。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>総合評価 : B 評価理由 : 助成金の交付により、商店街灯の適正管理が実施されています。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>補助金対象者は、所有する商店街灯の維持管理を担い、区は、電気料金を助成(料金の最大8割を区で負担)します。</p> <p>目標の設定</p> <p>政策目的(目標)設定は安全・安心の街づくりを進めるために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この補助金は各商店街の実績を審査することにより助成しているため、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>この補助金を交付したことにより、商店街灯は適切に維持管理されています。</p>				
今後の改革方針	現助成制度を継続します。				